

「野菜王国・ぐんま」総合対策実施要領

制 定	平成20年	3月31日	蚕園第421-12号
全部改正	平成28年	3月31日	蚕園第30329-2号
一部改正	平成29年	3月24日	蚕園第30329-1号
一部改正	平成30年	3月19日	蚕園第30106-15号
一部改正	平成31年	3月14日	蚕園第30106-16号
一部改正	令和2年	3月18日	蚕園第30329-1号
一部改正	令和3年	3月19日	蚕園第30329-1号

第1 趣旨

野菜は本県農業産出額の約4割を占める基幹部門であり、首都圏・県民の台所としても重要な位置づけにある。しかしながら、生産構造や実需者ニーズの変化等により、産地間競争は一層激化することが予想される。

そこで、「群馬県農業農村振興計画」及び『「野菜王国・ぐんま」推進計画』にしたがって、担い手が育つ「儲かる野菜経営と活力ある野菜産地」を実現することが強く求められている。「野菜王国・ぐんま」総合対策は、その目標達成に向けた積極的な取組を支援するものである。

第2 用語の定義

1 認定農業者

「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」第12条第1項等の規定により、市町村長等から農業経営改善計画が適当であると認定を受けた者。

2 認定新規就農者

「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」第14条の4の規定により、市町村長から青年等就農計画の認定を受けた者。

3 農業者の組織する団体等

次のいずれかに該当する団体。

(1) 農業協同組合

(2) 農事組合法人

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人であって、県へ届出がされているもの。

(3) 集落営農組織

(4) 農地所有適格法人

農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人であって、農地法第6条に基づき市町村農業委員会へ報告されているもの。

(5) 全国農業協同組合連合会群馬県本部

(6) 群馬県園芸振興協議会

(7) 次に掲げる要件の全てを満たしている団体

ア 代表者の定めがあること。

- イ 組織及び運営に関する規約等が定められていること。
- ウ 組織を構成する農家戸数が3戸以上であること。

4 耐用年数

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）別表に定める年数。ただし、これによりがたい場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数とする。

5 加工・業務用野菜

加工・業務用の野菜であり、以下の全てを満たすもの。

- (1) 事業計画で対象とする品目の過半の農産物について、出荷前に実需者と事前契約（契約相手が中間事業者（加工業者を除く。）の場合は、その先の実需者を含む3者契約。）を締結し、その内容が契約書・企画書等により確認できること。
- (2) 実需者ニーズに即した品種、技術又は出荷規格等により、生鮮用と区別可能であること。

第3 事業の内容等

1 メニュー

この事業は、以下のメニューで構成する。各メニューの内容は、別記1に定めるとおりとする。

- (1) 大規模野菜経営体育成支援
- (2) ぐんまの野菜産地育成支援
- (3) 次世代農業ステップアップ支援
- (4) 種苗生産・供給体制支援

2 目標年度

この事業の目標年度は、事業完了年度の翌々年度とする。

第4 事業の実施基準

- 1 補助事業は、実施計画に基づき、「野菜王国・ぐんま」推進計画の達成に必要な事業を総合的かつ効果的に実施するものとする。
- 2 地域の特性が活かされており、事業の目的・効果が明確な事業であること。
- 3 関連事業の進捗状況等に比較して著しく先行していないこと。
- 4 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。
- 5 事業実施に当たっては、国庫補助事業等を積極的に取り入れ、本事業と有機的な連携のもとに地域の活性化を図るよう努めるものとする。
特に、事業内容が国庫補助事業や他の補助制度の活用が可能な場合は、それらの制度をできるかぎり活用することとし、活用できない場合等に、本事業を実施するものとする。

- 6 他の事業（国庫補助事業を含む。）と物理的な連続性を確保して整備される事業（以下「合体の事業」という。）については、地域の自然的、社会的、経済的諸条件から合体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合には、補助の対象とすることができるものとする。
- 7 過去において実施した補助事業（ソフト・ハード）が計画に対し、適正に実施・運営されていること。
- 8 既存の機械・施設を廃棄して、その代替として同種、同規模及び同効用の機械・施設を導入・整備する場合（いわゆる更新。）は補助の対象としないものとする。
- 9 事業実施地域内の関係者の合意形成が図られていること。
- 10 本対策は、1つの農業事務所の区域を越える団体（以下「県域団体」という。）が実施する場合を除いて、原則として市町村を通じた間接補助事業とするが、やむを得ない理由があると判断される場合は、この限りではない。

ただし、やむを得ない理由とは以下の場合に限ることとする。

なお、事業実施主体が市町村を経由しない直接補助事業者となった場合、関係市町村から助言を求めるなど調整に努め、農業事務所長（以下「所長」という。）に申請書等を提出すると同時に、その写しを関係市町村へ送付するものとする。

 - (1) 事業実施主体が、複数の市町村を活動範囲とする団体で、関係する市町村との間で調整ができない場合。
 - (2) 市町村の予算措置後では、事業実施主体の栽培する野菜の作型の都合等により年度内の事業実施が困難と判断される場合。
- 11 同一事業実施主体内及び同一市町村・農業協同組合内で推進事業を複数実施する場合は、事業間の取組や経費等について重複のないようにすること。

なお、事業間で重複や活動内容が不明確な場合には、変更や取り消しも含め、適正な事務処理に努めること。
- 12 受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）第6条の規定に基づき農業振興地域と指定された地域であること。
- 13 過剰とみられるような施設及び機械の導入を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めること。
- 14 補助事業費は、本県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、当該地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造、事業の規模等はそれぞれの目的に合致しているものとする。

なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施工を積極的に認めることとし、その場合において、当該直営施工に係る労務費並びに資材費及びその他必要な経費を補助の対象とすることができるものとする。

- 15 機械の導入にあたっては、「群馬県における特定高性能農業機械の導入に関する計画」を準用して、原則として受益面積に応じた能力を有するものとし、記載のない機械についても、これに準じた適正な能力、台数の導入とするものとする。
- 16 事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知）に基づき、整備した機械、施設を利用する農業者から、点検シートの提出を受けることなどにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。
- 17 事業を通じて導入する営農上及び施設整備上の新技術について、現地での効果の発現等が十分に確認されていること。
- 18 新規に導入する作物等について、種苗、技術、販路等必要となるものを確保する見通しが立っていること。
- 19 以下の方法により費用対効果を算出すること。ただし、防風ネットを整備する場合及びソフト事業については、この限りではない。
なお、単位面積あたり収量及び平均単価は、原則として農業災害における被害額算定のための数値を使用し、労働単価は、農業委員会が定める標準臨時雇用（一般農作業）の単価を使用すること。
- (1) 成果目標が作付面積増加の場合
$$\text{増加面積} \times \text{単位面積あたり収量} \times \text{平均単価} \times \text{耐用年数} \div \text{事業費}$$
- (2) 成果目標が雇用創出の場合
$$\text{創出する雇用の時間} \times \text{労働単価} \times \text{耐用年数} \div \text{事業費}$$
- (3) 成果目標が販売額増加の場合
$$\text{販売額増加額} \times \text{耐用年数} \div \text{事業費}$$
- (4) 成果目標が年内のいちごの生産量の場合
$$\text{増加面積} (a) \times 30,000 \times \text{耐用年数} \div \text{事業費}$$
- (5) 成果目標が労働時間削減の場合
$$\text{削減される労働時間} \times \text{労働単価} \times \text{耐用年数} \div \text{事業費}$$
- (6) 成果目標が単位面積あたり収量の増加の場合
$$\text{取組面積} \times \text{現在の単位面積あたり収量} \times \text{増加率} \times \text{平均単価} \times \text{耐用年数} \div \text{事業費}$$
- (7) 上記のいずれにもよりがたい場合
所長（県域団体の場合は、知事。）が適当と認める値
- 20 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合は、以下の全てを満たすこと。
- (1) 下記の共同要件を原則として3つ以上満たすものであること。ただし、ハウスを整備する事業、次世代農業ステップアップ支援及びソフト事業の場合はこの限りではない。
- 共同要件…栽培品目の統一（種類、品種等）
栽培体系の統一（作型、施肥等）
共同購入（種苗、肥料、用土、資材等）
共同作業（育苗、防除、かん水、用土づくり等）

共同出荷等

(2) 事業により導入した機械・施設等の管理規定及び利用規程が定められており、財産の管理方法が明確になっていること、若しくは、見込まれるものであること。

2 1 事業実施主体が認定農業者の場合は、市町村長等から認定を受けた農業経営改善計画書の写しを実施計画書に添付すること。農業経営改善計画書に記載のない取組を実施する場合は、経営計画書（様式第5号）を併せて添付すること。

2 2 事業実施主体が認定新規就農者の場合は、市町村長から認定を受けた就農計画書の写しを実施計画書に添付すること。

2 3 補助対象となる機械、施設は、原則として耐用年数が5年以上のものとし、既存施設又は資材の有効利用等の観点から、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合は、新品新材の利用による新築事業のほか、増築・改築、補修・改修、併設若しくは合体の事業、古品古材の利用による事業を補助の対象とすることができるものとする。

また、機械についても、新品に比べ同程度の能力等を有する中古機械を補助の対象とすることができるものとする。ただし、この場合補助の対象とする機械は、原則として、残存耐用年数が2年以上のものとする。

2 4 事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業を実施しようとする市町村長等は、園芸施設共済等の農業災害補償制度（以下「園芸施設共済等」という。）への加入促進を図るとともに、事業実施主体にあつては、園芸施設共済等への加入を原則とする。

なお、別記1の第2の1で指定する施設については、園芸施設共済等への加入を必須とする。

2 5 機械・施設をリースする事業について

事業実施主体が農業協同組合である場合は、本事業により導入した機械・施設について、事業実施主体と当該機械・施設を利用する農業者（以下「利用者」という。）との間のリース契約を締結する事業（リースする事業）を次の要件を満たすことにより実施できるものとする。

(1) リース契約の対象は、事業実施主体が当該機械・施設の導入計画や作物の生産・販売計画を作成し、その計画に基づいた機械・施設であり、適切な規模であると所長（県域団体の場合は、知事。）が認めた機械・施設等であること。

(2) 受益戸数は、3戸以上であること。

(3) リース料は、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」以下であること。

(4) 事業実施主体が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスを責任をもって実施するものであること。

(5) 利用者は、機械・施設の利用を責任をもって行い、災害等により当該機械・施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。

(6) 事業実施主体と利用者との間において、リースの目的、期間、利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記されたリース契約を締結するも

のであること。

なお、事業実施主体は、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることの無いよう留意するものとする。

第5 事業の実施手続

1 要望の提出

(1) 市町村長等（県域団体が事業を実施する場合は、事業実施主体の長。それ以外の場合は、市町村長。以下同じ。）は、別記2に基づき事業計画ごとのポイントを算出し、様式第1号により所長等（県域団体が事業を実施する場合は、知事。それ以外の場合は、所長。以下同じ。）に提出するものとする。

(2) 所長は、(1)により提出のあった要望を蚕糸園芸課長に提出するものとする。なお、市町村長から提出されたポイントに、別記2に定める農業事務所ポイントを加算することができる。

2 予算の配分

(1) 蚕糸園芸課長は、別記2に基づき、1により提出のあった事業計画に予算を配分し、その結果を通知するものとする。なお、蚕糸園芸課長は予算の配分にあたり、事業計画について事前に所長と成果目標協議を行うものとする。

(2) 3により申請のあった事業計画が1により提出のあった要望書の内容と一致しない場合、蚕糸園芸課長は、(1)による予算の配分を取り消すことができるものとする。

3 実施計画の申請

(1) 市町村長等は、様式第2号により実施計画を作成し、所長等に申請するものとする。

(2) 1により提出した要望書の内容に沿って実施計画を作成すること。

4 実施計画の承認

(1) 所長等は、3により提出された実施計画が本要領に定める基準を満たし、目標の達成が確実であると見込まれる場合、その承認を行うものとする。

5 事業の着手

事業の着手は、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年12月27日規則第68号。以下「規則」という。）第5条第1項の交付決定（以下「交付決定」という。）に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合には、群馬県蚕糸園芸振興事業補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第6により、交付決定前に着手できるものとする。

6 事業計画の重要な変更

市町村長等は、所長の承認を受けた実施計画の重要な変更をするときは、3及び4に準じて行うものとする。

なお、重要な変更とは、以下の(1)から(7)のいずれかに該当する場合とする。

(1) メニューの追加・取り止め

(2) 別記2により算出されるポイントの減少を伴う変更

- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 実施地区の区域の変更
- (5) 受益経営体の変更
- (6) 機械・施設等の設置場所の変更（ハード事業の場合に限る。）
- (7) 受益経営体ごとの事業量、事業費の30%を超える変更（事業量については、ハード事業の場合に限る。）

第6 事業の指導推進体制

所長等は、指導推進体制を整備し、実施計画の作成及び事業の適正かつ効果的な実施について指導するものとする。

第7 助成

- 1 所長等は、この要領に基づいて実施する事業に対し、第5の2により配分された予算の範囲内において助成するものとし、補助金の交付に関しては規則及び交付要綱によるものとする。
- 2 補助率は、別記1に定めるとおりとする。
- 3 補助額は、別記1に定める上限を超えることができないものとする。
- 4 県からの補助金総額に千円未満の金額が生じた場合には、当該千円未満の金額を切り捨てるものとする。
- 5 交付申請において、内示額の一部を保留して申請を受ける場合は、交付申請書に「以内申請理由書」（任意様式）を添付することとする。
- 6 交付要綱第9に規定する「各事業ごとに定める実績報告書」は、様式第2号別添1及び別添2とする。

第8 利用状況報告

市町村長等は、この事業により導入・整備した機械・施設について、事業実施年度から目標年度までの毎年度、利用状況報告書を作成し、様式第4号により所長等に提出するものとする。

なお、報告書の提出期限は、当該年度の翌年度の4月末までとする。

第9 管理運営

- 1 処分制限の対象となる施設等
規則第21条第2項に規定する「機械及び重要な器具で知事が指定するもの」及び同第3項に規定する「知事が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めるもの」は、本事業で整備する施設及び機械並びにそれらの付帯物（以下「処分制限の対象となる施設等」という。）とする。

2 処分制限期間

規則第21条ただし書に規定する「補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間」は、施設等の竣工から耐用年数を経過するまでとする。

3 管理運営の方法

処分制限の対象となる施設等を整備した事業実施主体及び助成対象者（以下「事業実施主体等」という。）は、整備した施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

4 財産管理台帳

処分制限の対象となる施設等を整備した事業実施主体等は、2に定める期間を経過するまでの間、財産管理台帳（様式第6号）を備え置くものとする。

5 事業名等の表示

本事業により整備した処分制限の対象となる施設等には、原則として本事業名等を表示するものとする。

6 災害の報告

市町村長等は、本事業により整備した処分制限の対象となる施設等が、2に定める期間内に災害を受けたときは、様式第7号により、速やかに所長等に報告しなければならない。

7 移管の報告

市町村長等は、本事業により整備した処分制限の対象となる施設等について移管を行ったときは、遅滞なく、様式第8号により所長等に届け出るものとする。

第10 その他

1 次の様式は、別紙のとおりとする。

- (1) 令和〇〇年度「野菜王国・ぐんま」総合対策の要望について（様式第1号）
- (2) 令和〇〇年度「野菜王国・ぐんま」総合対策実施計画の承認について（申請）（様式第2号）
- (3) 令和〇〇年度「野菜王国・ぐんま」総合対策の変更承認について（様式第3号）
- (4) 「野菜王国・ぐんま」総合対策により導入・整備した施設・機械の利用状況について（報告）（様式第4号）
- (5) 経営計画書（様式第5号）
- (6) 財産管理台帳（様式第6号）
- (7) 令和〇〇年度「野菜王国・ぐんま」総合対策により取得した財産の災害報告について（様式第7号）
- (8) 令和〇〇年度「野菜王国・ぐんま」総合対策により取得した財産の移管について（様式第8号）

2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年度から適用する。

2 次に掲げる要領を廃止する。

(1) 稲・麦・野菜複合型経営モデル事業支援実施要領

(2) 大規模野菜経営体育成事業実施要領

(3) ぐんまの農と食「やよいひめ」ぐんぐんアップ支援実施要領

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年7月9日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

1 この要領の全部改正は、平成28年4月1日から適用する。

2 この要領の改正後の規定は、平成28年度予算に係る補助事業からこれを適用し、平成27年度以前の予算に係る補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

別記 1 事業内容

第 1 メニュー別基準

1 大規模野菜経営体育成支援

目的	重点 8 品目、地域推進品目又は加工・業務用野菜を生産する認定農業者が、雇用を取り入れた経営へとステップアップするための施設又は機械の整備に取り組む場合に支援を行う。
事業実施主体	認定農業者
要件	以下の要件全てを満たすこと。 1 企業の経営を目的に規模拡大を行うこと。 2 事業実施前の作付面積が、おおむね以下の数値以上であること。 (1) 施設野菜 (いちご) 10 a (2) 施設野菜 (いちごを除く) 25 a (3) 露地野菜 (果菜類) 25 a (4) 露地野菜 (果菜類を除く) 3 ha 3 第 2 の 1 に示す野菜栽培用施設を整備する場合は、作付面積をおおむね以下の数値以上増加させること。 (1) いちご 10 a (2) 鉄骨ハウス及び鉄骨パイプハウス (いちごを除く) 25 a (3) その他の施設野菜 30 a
成果目標	以下のいずれかとする。ただし、第 3 によりこれらと異なる成果目標を設定することができる。 1 作付面積をおおむね以下の数値以上増加させること。 (1) 第 2 の 1 に示す野菜栽培用施設を整備する場合は、要件の 3 に示す値。 (2) 第 2 の 2 に示す野菜栽培等用機械を整備する場合は、事業実施前の作付面積の 20%。 2 年間 300 時間以上の雇用を創出すること。
対象品目	重点 8 品目、地域推進品目、加工・業務用野菜
補助対象	1 第 2 の 1 に示す野菜栽培用施設 2 第 2 の 2 に示す野菜栽培等用機械
補助率	10 分の 3 以内
補助額の上限	事業に取り組む経営体ごとに以下の額を上限とする。なお、補助額には消費税及び地方消費税を含まない。 (施設整備) 800 万円 (機械整備) 500 万円

2 ぐんまの野菜産地育成支援

(1) ハード事業

目的	重点8品目、地域推進品目又は加工・業務用野菜を対象に、担い手の育成や組織的に野菜生産の拡大に取り組む産地の施設又は機械の整備等を支援する。
事業実施主体	農業者の組織する団体等、 認定新規就農者及び認定農業者（いちごの栽培施設整備） 白沢いちごウイルスフリー苗生産組合
要件	以下の要件全てを満たすこと。 1 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合は、受益者が3戸以上であること。ただし、共同利用施設・機械を整備する場合は、受益者が5戸以上であること。 2 事業実施主体が認定新規就農者及び認定農業者である場合は、いちごの栽培施設整備であること。 3 第2の1に示す野菜栽培用施設を整備する場合は、作付面積をおおむね以下の数値以上増加させること。 (1) 鉄骨ハウス又は鉄骨パイプハウスを整備する場合 25a (2) 事業実施主体が認定新規就農者及び認定農業者である場合 10a (3) その他の場合 30a 4 取組に参加する全ての生産者が、作付面積を3a以上増加させること。ただし、共同利用施設・機械を整備する場合を除く。 5 事業実施主体が白沢いちごウイルスフリー苗生産組合である場合は、いちごウイルスフリー苗生産に係る施設整備であること。
成果目標	以下のいずれかとする。ただし、第3によりこれらと異なる成果目標を設定することができる。 1 作付面積をおおむね以下の数値以上増加させること。 (1) 第2の1に示す野菜栽培用施設を整備する場合は、要件の3に示す値。 (2) 第2の2に示す野菜栽培等用機械を整備する場合は、30a。 2 販売額をおおむね1千万円以上増加させること。 3 事業実施主体が白沢いちごウイルスフリー苗生産組合である場合は、いちごウイルスフリー苗を県内いちご生産者に安定供給すること。
対象品目	重点8品目、地域推進品目、加工・業務用野菜
補助対象	1 第2の1に示す野菜栽培用施設 2 第2の2に示す野菜栽培等用機械
補助率	10分の3以内
補助額の上限	事業に取り組む経営体ごとに以下の額を上限とする。ただし、共同利用施設・機械を整備する場合は、事業計画ごとに以下の額を上限とする。なお、補助額には消費税及び地方消費税を含まない。 (施設整備) 800万円 (機械整備) 500万円
その他	事業実施主体は、対象品目ごとに現状値に基づいた目標値の設定を行い、産地計画等の策定に努めることとする。

(2) ソフト事業

目的	重点8品目、地域推進品目又は加工・業務用野菜を対象に産地としての生産拡大を図るため、組織的に取り組む販路拡大等の活動を支援する。
事業実施主体	農業者の組織する団体等
要件	重点8品目、地域推進品目又は加工・業務用野菜の販路拡大、イメージアップ又は品質向上に積極的に取り組む産地であること。
成果目標	重点8品目、地域推進品目又は加工・業務用野菜の販路拡大、イメージアップ又は品質向上
対象品目	重点8品目、地域推進品目、加工・業務用野菜
補助対象	1 販路拡大のための販売促進活動及び消費拡大活動に係る経費 2 群馬県産野菜のイメージアップ活動にかかる経費 3 品質向上対策に係る経費
補助率	2分の1以内
補助額の上限	事業計画ごとに以下の額を上限とする。なお、補助額には消費税及び地方消費税を含まない。 (県域団体) 100万円 (県域団体以外の団体) 20万円

3 次世代農業ステップアップ支援

目的	生産性の向上(省力、単収増)につながる先端技術機器の導入を促進し、次世代農業への取組を支援する。
事業実施主体	認定農業者、農業者の組織する団体等
要件	以下の要件を満たすこと。 1 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合は、受益者が3戸以上であること。 2 野菜栽培用施設を整備する場合は、次世代農業用機械を導入した鉄骨ハウス又は鉄骨パイプハウスとし、作付面積をおおむね以下の数値以上増加させること。 (1) 事業実施主体が認定農業者である場合 10a (2) 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合 25a 3 野菜栽培用機械を整備する場合は、「ぐんま農業新技術」や「最新農業技術・品種」等に掲載されている環境制御技術等の次世代農業用機械を導入することとし、取組面積をおおむね以下の数値以上とする。 (1) 事業実施主体が認定農業者である場合 20a (2) 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合 30a
成果目標	以下のいずれかとする。ただし、第3によりこれらと異なる成果目標を設定することができる。 1 野菜栽培用施設を整備する場合は、要件の2に示す値を増加させることに加え、下記の野菜栽培用機械を整備する場合の成果目標を満たすこと。 2 野菜栽培用機械を整備する場合は、単位面積あたりの収量を20%以上増加させること。
対象品目	重点8品目、地域推進品目、加工・業務用野菜

補助対象	(施設整備) 次世代農業用機械を導入した鉄骨ハウス及び鉄骨パイプハウス (機械整備) 環境制御装置等の次世代農業用機械 なお、「第2 補助対象施設及び機械」に留意すること。
補助率	10分の3以内
補助額の上限	事業に取り組む経営体ごとに以下の額を上限とする。なお、補助額には消費税及び地方消費税を含まない。 (施設整備) 1,000万円 (機械整備) 500万円
その他	県は、事業実施主体に対して栽培に関するデータの提供を求めることができるものとする。

4 種苗生産・供給体制支援

目的	種苗生産業務の施設・機械整備による生産拡大と優良種苗安定供給の取組を支援する。
事業実施主体	認定農業者、農業者の組織する団体等
要件	1 事業実施主体が認定農業者である場合 (1) 事業実施前の作付面積がおおむね以下の数値以上であること。 施設野菜25a(いちご10a) 露地野菜3ha (2) 地域の農業者向けに出荷する苗の本数が全生産数の3分の1以上となること。 2 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合 (1) 受益者が5戸以上であること (2) 事業実施前の作付面積がおおむね以下の数値以上であること。 施設野菜50a 露地野菜6ha
成果目標	以下のいずれかとする。 1 作付面積がおおむね以下の数値以上増加させること。 (1) 事業実施主体が認定農業者である場合 施設野菜10a 露地野菜1ha (2) 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合 施設野菜20a 露地野菜2ha 2 労働時間をおおむね10%以上削減させること。
対象品目	重点8品目、地域推進品目、加工・業務用野菜
補助対象	(施設整備) 育苗用機械・装置を導入した鉄骨ハウス及び鉄骨パイプハウス (機械整備) 育苗用機械・装置
補助率	10分の3以内
補助額の上限	事業に取り組む経営体ごとに以下の額を上限とする。なお、補助額には消費税及び地方消費税を含まない。 (施設整備) 500万円 (機械整備) 200万円

第2 補助対象施設及び機械

本事業において補助対象となる施設及び機械は、以下の1及び2とする。

1 施設整備

表に示す施設及びそれらの付帯施設の整備にかかる費用を補助の対象とする。付帯施設のみ
の整備は認めない。

番号	施設の種類	共済等加入 (注1)
1	鉄骨ハウス	必須
2	鉄骨パイプハウス	必須
3	パイプハウス	必須
4	ネットハウス (にがうり)	
5	露地なすV字支柱	
6	いちご高設栽培システム (注2)	必須
7	いちご簡易高設栽培システム (注2)	
8	防風ネット (注3)	
9	遮光・遮熱資材	
10	屋根散水装置 (県開発技術)	
11	防鳥ネット	

注1 共済等加入欄に「必須」と記載されている施設は、園芸施設共済等の共済又は保険への加入を必須とする。

注2 育苗用の施設を含む。

注3 保護対象となるハウスを継続して5年以上使用する場合に限る。ただし、ハウスの継続使用に係る修繕等の経費は補助対象外とする。

2 機械整備

以下の全ての要件を満たす機械の整備にかかる費用を補助の対象とする。

(1) 表の作業に使用する野菜栽培等に必要な機械であること。

番号	作業
1	ほ場準備
2	播種
3	移植
4	防除
5	環境制御
6	栽培管理
7	収穫
8	選別・調製
9	包装
10	加工

(2) 次のいずれかに該当する機械であること。

ア 公的研究機関が開発した機械

イ 農業機械等緊急開発事業等 (いわゆる緊プロ事業。) により開発された機械

ウ ア又はイと同等の機能を有する機械

エ その他「野菜王国・ぐんま」推進計画の目標達成に必要なものとして蚕糸園芸課長が認める機械

(3) フォークリフト、ロータリーその他の汎用性が高い機械ではないこと。

第3 特別な成果目標の基準

表の左欄に示す施設又は機械を整備する場合は、「第1 メニュー別基準」にかかわらず、右欄に示す成果目標を設定することができる。

整備内容	成果目標の内容
農業技術センターが開発した屋根散水によるハウスの冷却装置	年内にいちごを安定して190kg/10a以上生産すること。
農業技術センターが開発した乾燥加工のための熱風乾燥機	加工品の1年間の販売額を、10万円以上増加させること。
共同包装施設で使用する野菜自動包装機一式	単位面積あたりの労働時間をおおむね20%以上削減すること。
農業技術センターが開発したきゅうり選別機	単位面積あたりの労働時間をおおむね20%以上削減すること。
農業技術センターが開発した自動かん水装置	単位面積あたりの労働時間をおおむね20%以上削減すること。
農業技術センターが開発した自動かん水装置	単位面積あたりの労働時間をおおむね20%以上削減すること。
日射比例自動かん水装置	単位面積あたりの労働時間をおおむね20%以上削減すること。
農業技術センターが開発した軟弱野菜調製機	単位面積あたりの労働時間をおおむね20%以上削減すること。
防風ネット	防風ネットを設置すること。
遮光・遮熱資材	対象品目の1年あたり単位面積あたり収量を10%以上増加させること。
防鳥ネット	対象品目の1年あたり単位面積あたり収量を10%以上増加させること。

別記2 予算配分方法

「野菜王国・ぐんま」総合対策の予算の配分方法は、以下のとおりとする。

第1 ポイントの算出

- 1 原則として、事業に取り組む全ての農業経営体について別表1に基づいて経営体のポイントを算出し、それを平均した値を事業計画のポイントとする。
- 2 別表2に記載する項目にあつては、1にかかわらず、1で算出したポイントに表のポイントを加算したものを事業計画のポイントとすることができる。

第2 予算の配分

- 1 要望があつた事業計画のうち、ソフト事業に最初に予算を配分する。
- 2 ソフト事業以外の事業計画については、要望があつた事業計画を1により算出したポイントの順に並べ、配分する予算の範囲内でポイントが上位の事業計画から順に要望する額を配分する。
- 3 2により配分した結果、最後の配分可能額が事業計画の要望額を下回る場合は、当該配分可能額を配分する。ただし、予算の一部を留保して配分する場合は、当該事業計画には予算を配分しない。
- 4 原則として、各年度において初めて予算を配分する場合は、配分可能な予算の一部を留保するものとする。

別表1 (経営体のポイント算出基準)

項目	内容	ポイント数
重点PJ	対象品目がきゅうり、なす、ほうれんそう又はいちごである場合	3
加工・業務用野菜	対象品目が加工・業務用野菜である場合	2
認定農業者	認定農業者	4
認定新規就農者	認定新規就農者	4
集落営農組織	集落営農組織(法人に限る)	3
年齢	29歳以下	4
	30歳以上39歳以下	3
	40歳以上49歳以下	2
	50歳以上59歳以下	1
後継者	以下のいずれかを満たす場合 1 45歳未満の後継者が同一経営内に就農している場合	2

	2 4 5歳未満の後継者が研修中で、事業実施年度の翌年度までに同一経営内に就農する予定の場合	
費用対効果	費用対効果を20で除した値をポイントとする。ただし、2ポイントを上限とする。	費用対効果を20で除した値 (最大値は2)
群馬県開発	群馬県農業技術センターが開発した機械等を整備する場合	2
チャレンジ	当年度及び前年度に同一市町村から本事業の要望の取下げがない場合、以下の利用年度（ソフト事業等の多数の受益者がいる取組を除く）に応じてポイントを加算する。	
	過去4年間以上実施無し	4
	4年度前実施	3
	3年度前実施	2
	2年度前実施	1
	前年度実施	0
GAP	県GAP導入産地のGAP実践生産者である場合	1
	JGAP等の第三者認証GAPを受けている場合	2
環境保全型農業	エコファーマーに認定されている場合	1
	県特別栽培農産物認証を受けている場合	1
	有機JAS認証を受けている場合	1
農地中間管理事業	農地中間管理事業を利用して、農地を借り受けている場合	1
統一ロゴマーク	県産農畜産物統一ロゴマークを利用している場合	1

別表2（加算ポイント算出基準）

項目	内容	ポイント数
共同取組	次の施設又は機械を整備する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・共同育苗施設 ・共同包装施設で使用する野菜自動包装机一式 ・JA等の農業者の組織する団体（法人に限る）が、多数の受益農家に貸し出すことを目的に導入し、保管保守等の管理を行う機械 	4
農業事務所	地域の野菜振興のため、特に重要性が高く優先的に実施する必要があると農業事務所長が判断する取組に対して右のポイントを加算できる。なお、1ポイント単位で分割して複数の取組に対してポイントを加算することができるものとし、一つの事業計画について上限3ポイントとする。なお、ポイントの加算は、年度当初の要望調査時のみとする。	6